

名古屋市南区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)第17条の規定に基づき、  
第51回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の登録の移替えを、次のとおり延  
期する。

令和8年1月20日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

1 登録の移替えを延期する期間

令和8年1月20日から選挙期日まで

2 延期した者に係わる登録の移替え

選挙期日後に行う